

# しあわせ

## 令和6年度 八代市人権作品表彰式を 開催しました

このたび、八代市内の幼児・児童・生徒・学生の部、一般の部から計4,688名の応募があり、審査を経て優秀作品が決定しましたので、令和6年12月14日(土)八代市庁舎内市民交流工リア多目的ホールにて表彰式を行いました。

表彰式には、39名の受賞者と児童、生徒の保護者も同席し、会場での様子や集合写真などを力メウに収めていました。

主催…  
八代市人権問題啓発  
推進協議会



## 差別のない 誰もがいきいきと 暮らせるまちづくり



八代市人権問題  
啓発推進協議会  
会長(八代市長)  
中村 博生

本市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別のない人権尊重のまちづくりを進めるため、人権教育と人権啓発を積極的に推進しています。

人権は私たちの社会における基本的な価値であり、その大切さを常に意識しながら行動する必要があります。近年、SNS等における、個人への誹謗中傷が社会問題となる中、人権意識の向上はますます重要なものとなっております。差別や偏見のない、公平な社会を築いていくためには、不断の努力が必要と考えています。

当協議会においては、誰もがいきいきと暮らせる、差別のない明るい社会を目指して、様々な人権課題に焦点を当て、啓発活動に取り組むとともに、WEB講座や啓発用動画のオンライン配信による情報発信の充実にも努めています。

啓発活動の一つとして取り組む「人権作品」の募集については、昨年度を上回る四千六百点を超える素晴らしい作品が寄せられました。これらの作品は、市内の小・中・支援学校や公共施設等で展示することで、人権を身近な問題として考える機会となればと考えております。応募いただいた皆さまには、心より感謝を申し上げます。

これからも、いじめや差別のない明るい八代市を築くために、市民の皆さまと協力しながら取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

毎月11日は「人権を確かめあう日」です

家庭や地域、職場や学校で、身近な人権問題や差別について、みなさんと話し合いませんか！



日本では、近年、さまざまな差別に対する法律が施行されています。人権問題について、一緒に考え、差別や偏見のない明るい社会を作りましょう。

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
(障害者差別解消法) ※平成28年4月1日施行**

障害者差別解消法は、障がい者差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的としており、国や地方公共団体などの行政機関と民間事業者に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を義務付けています。

また、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、障がいを理由とする差別の解消の推進に努めて、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

詳しくは内閣府のホームページ <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律  
(ヘイトスピーチ解消法) ※平成28年6月3日施行**

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

外国人の方々と交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省のホームページ [https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)

**部落差別の解消の推進に関する法律  
(部落差別解消推進法) ※平成28年12月16日施行**

この法律は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目的としています。

残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案などが発生しています。

部落差別についての誤った知識や偏見は、差別意識を助長する原因になります。

私たち一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

詳しくは法務省のホームページ [https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00127.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)

**アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律  
(アイヌ民族支援法) ※令和元年5月24日施行**

この法律は、北海道の先住民族であるアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目的としています。

国内でも先住民族がいることを理解し、お互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。



# 書道の部

泉三年 命の尊敬  
平本 花

泉中学校3年 平本 花

麦島 六年 尊い生命  
三島 佳子

麦島小学校6年 三島 佳子

麦島四年 笑顔  
深田 真麻

麦島小学校4年 深田 真麻

かがみ一年 わ  
塚本 かな

鏡小学校1年 塚本 かな

八代高校 一年 自他の敬愛  
金子 結菜

八代高等学校1年 金子 結菜

五中一年 博愛精神  
石田 花音

第五中学校1年 石田 花音

太田郷五年 親友  
澤田 明依

太田郷小学校5年 澤田 明依

かがみ二年 きぎず  
水本 さな

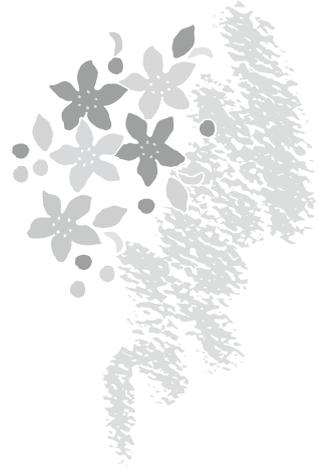
鏡小学校2年 水本 紗菜

鏡中 二年 生命の尊重  
田島 望愛

鏡中学校2年 田島 望愛

太田郷三年 る生き  
村上 あすな

太田郷小学校3年 村上 明日菜



# 標語の部

きずつけて

うばいあじより ゆずりあい

麦島小学校1年

出口 陽向

友だちと

ちがうところも いいところ

麦島小学校2年

宮本 煌大

「どうしたの」

あの子をすくう 第一歩

有佐小学校3年

谷 百花

知らなぷり

された時には 悲しいよ

鏡小学校4年

西岡 賢都

考えて

自分がされたら どう思う

太田郷小学校5年

亀山 碧花

SNS

文字は消せても きず残る

代陽小学校6年

不働 彪雅

考えて

言葉にする前 もう一度

第四中学校1年

木戸 陽斗

考えて

相手の苦しみ 悲しみを

東陽中学校2年

稲村 来未

認めろい

自分の価値感 押しつけない

第八中学校3年

中村 大雅

かけるのは

心のもった 優しい言葉

八代清流高等学校1年

山田 絢萌

あたりまえ。

それはほんとに あたりまえ？

八代高等学校2年

中川 温登

手を伸ばせよう

君のその手で 救われる

八代農業高等学校泉分校3年

森田 馴

# 絵はがきの部



一般  
わたなべ くみ  
渡辺 久美



太田郷小学校4年  
よねむら みれい  
米村 心伶



太田郷小学校5年  
たけおはら あずさ  
嶽小原 梓

## ポスターの部 (グループ)



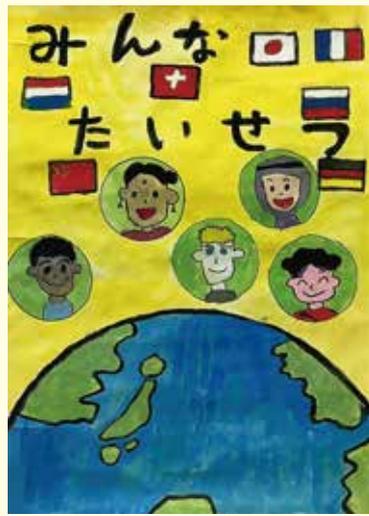
八代支援学校 小学部6年



# ポスターの部



まつした  
八千把小学校3年 松下 さら



はまだ けいたろう  
太田郷小学校2年 濱田 恵太郎



はまだ なお  
太田郷小学校1年 濱田 菜央



やぶ まなか  
松高小学校4年 藪 真楓



こや ひな  
麦島小学校6年 小屋 陽愛



ひぐち ひなこ  
千丁小学校5年 樋口 陽菜子



いでぐち ひいろ  
坂本中学校3年 井手口 陽色



いわなが きな  
鏡中学校2年 岩永 樹菜



なかにし あんな  
鏡中学校1年 中西 杏菜